

排水設備工事責任技術者に係る専属規定の見直しについて

函館市企業局指定排水設備工事業者における、排水設備工事責任技術者に係る専属規定について、以下のとおり見直しを行いました。

概要

これまで標準下水道条例において指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者の専属を義務付けていましたが、専属の義務付けが常駐・専任規制等のアナログ規制に当たるとして、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえた改正が行われ、責任技術者を営業所ごとに「専属する者」から「選任する者」に見直すとともに、同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないこととする規制緩和が図られました。

これを受け、函館市企業局指定業者に関する規程においても、排水設備工事責任技術者を事業所ごとに「専属する者」から「選任する者」に見直しを行いました。

改正時期

令和7年4月1日

留意事項

申請書様式と添付書類の一部が変更されています。

変更した様式

- ・函館市企業局指定排水設備工事業者指定申請書
- ・責任技術者名簿
（様式の名称を「専属責任技術者名簿」から「責任技術者名簿」に変更しました。）
「専属責任技術者」から「責任技術者」に変更しました。
- ・「雇用関係を証する書類」の提出は不要になりました。